

ご存知ですか？

利用者
増加中！

電子申請が もっと身近に

令和8年1月から、休業補償である傷病手当金などの給付申請や、退職後の任意継続健康保険の手続きなどの各種申請について電子申請サービスがスタートしました。
便利な電子申請サービスをご利用ください！
※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

こんなお悩み
ありませんか？

傷病手当金の申請を
郵送したけどちゃんと届いたか心配だな。
いつごろ振り込まれる
んだろう。

電子申請なら

申請後の審査状況も確認が可能！

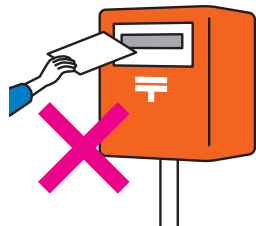
申請後の審査状況（受付・審査中・
審査完了・返戻）が確認できます。



\\ その他にもこんなメリット //

郵送不要

オンラインで申請が
でき、**郵送の手間や
時間、コストが削減**
できます。



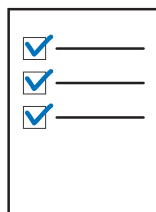
わかりやすい入力

よくある質問や入力
方法の説明、制度の
内容を見ながら**簡単
に入力**することがで
きます。



入力漏れのチェック

入力チェックによる
**記載漏れや記載誤り
の軽減**ができます。



添付書類の簡単アップロード

添付書類は**スマホで
撮影して、画像ファ
イルを添付**するこ
とができます。



電子申請は、協会けんぽにご加入されている「被保険者」の方および「社会保険労務士」の方が利用可能です。
(一部の申請においては「被扶養者」の方が利用可能です。)

電子申請の詳細・ご利用はこちらから！けんぽアプリからもご利用できます。



電子申請についてよくあるご質問

電子申請を安心してご利用いただくために、よくあるご質問をまとめました。

Q 電子申請をするために必要な準備はありますか？

A 被保険者や被扶養者の方は、マイナンバーカードによる認証を行いますので、マイナンバーカードの準備と「マイナポータルアプリ」のインストールが必要です。
社会保険労務士の方は、ユーザーIDとパスワードによる認証を行いますので、事前にユーザーIDとパスワードの払い出しに関する申請（利用申請）が必要です。

Q 利用時間に制限はありますか？

A ご利用いただくことができるのは平日 8:00～21:00 までです。
※土日祝日、年末年始 12/29～1/3 はご利用できません。

Q 電子申請が可能な申請は何ですか？

A 健康保険の給付に関する手続きや、任意継続に関する手続きなど、ほぼすべての申請がオンラインで申請可能です。

対象申請書一覧
はこちら



Q 事業主や代理人が本人に代わって利用して申請することはできますか？

A 事業主や代理人が本人に代わって電子申請をご利用いただくことはできません。（社会保険労務士の方は除く。なお、社会保険労務士の方は申請者の委任状が必要です。）

Q 電子申請した内容に不備があった場合どうなりますか？

A 不備があった場合は、電子申請サービスの「電子ポスト」に返戻する書類を格納します。また、確認漏れを防止するため、返戻のお知らせを別途書面でお送りします。
なお、社会保険労務士の方が手続きした電子申請に不備があった場合は、社会保険労務士の方に返戻します。

その他のよくあるご質問はこちらからご確認ください



4ステップで簡単申請！

